

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

【人口構造】

- ・総人口は、平成7年以降、一貫して増加傾向で推移している。
- ・年齢3区分別人口について、年少人口（0～14歳）は、平成12年以降、増加傾向で推移していたものの、令和2年をピークに減少傾向に転じ、令和5年1月現在の住民基本台帳では、総人口の8.6%となっている。
- ・生産年齢人口（15～64歳）は、平成12年以降、増加傾向で、令和5年1月現在の住民基本台帳では、総人口の69.7%となっている。
- ・老年人口（65歳以上）は、令和2年をピークに減少傾向にあり、令和5年1月現在の住民基本台帳では、総人口の21.7%となっている。
- ・昼間人口は、主に昼間就業者の減少を要因に、平成7年以降減少しており、平成27年は153.4と平成7年の224.0の約7割弱の水準となっている。

注) 昼間人口指数 = (昼間人口 ÷ 夜間人口) × 100

【産業構造及び中小企業者の実態】

- ・事業所数で卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業の順となっており、これらで全体の6割を占めている。なかでも卸売業の集積が、台東区産業の特徴である。
- ・台東区の全産業における事業所数の推移として、平成8年から平成18年にかけて19.7%減、平成21年から平成26年にかけて、さらに7.7%減となっている。産業大分類別にみると「製造業」は1996年の5,592事業所から2014年には2,896事業所と約半数近くまで減少しており、同様に「卸売業」は25.7%減、小売業は26.5%の減が見られる。一方で、「医療・福祉」は1996年から継続的に増加しており約4割の増加となっている。
- ・従業員数の推移は、台東区全体で平成8年から平成18年までで18.0%の減少、平成21年から平成26年までが5.0%の減少となっている。産業大分類別にみると、「製造業」は事業所数と同様に減少率が高く、平成8年の40,870人から2014年には22,783人に減少している。一方で、事業所数と同様に、「医療・福祉」は平成8年から継続的に増加しており約8割の増加となっており。また、「複合サービス事業」では事業所数は減少傾向にあったが、平成13年以降は従業員数が増加傾向にある。
- ・従業者数規模別事業所比率で見ると、台東区では「9人以下」の小規模事業所が全体の79.2%を占め、都区部よりも高い水準となっている。一方、100人以上の事業所が占める割合は1.1%で、都区部の2.0%と比較すると低い割合である。

台東区の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態を踏まえ、更なる区内産業の発展を目指すため、生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

老朽化した設備の更新や情報通信技術などの生産性向上のための設備投資を加速し、台東区内産業の発展を持続させるべく、2年間で6件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

注) 労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 一人当たり年間就業時間)

2 先端設備等の種類

台東区の産業は、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

台東区の産業は、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業と多岐にわたり、区内全域に集積している。

広く事業所の生産性向上を実現する観点から、本計画における対象区域は、区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

台東区の産業は、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・申込みをする日までに納期の到来している法人税(所得税)、事業税及び住民税を滞納していないこと。
- ・台東区が先端設備導入計画を認定した者の進捗状況について調査を実施する場合は、これに協力すること。